

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 黒田課長殿

安全保障貿易審査課 三橋課長殿

29 貿情セ調（経提）第3号

平成29年11月13日

写)

安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉係長殿

安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐殿、平川上席審査官殿、藤村上席審査官殿、
渡井係長殿

事前同意手続き対象外貨物及び包括許可制度の保守用対象貨物への追加要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
半導体製造装置・材料分科会
主査 廣田 好治

下記のとおり、個別許可制度における再販売に係る事前同意手続き対象外貨物として、及び特定包括許可・特定子会社包括許可における保守用対象貨物として、制度に追加して頂きたいと要望致しますので、ご検討をお願い申し上げます。

1. 追加貨物

- ・ 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる絶対圧力計

2. 対象制度：

- (1) 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」における、「別表5（事前同意手続きの対象外となる貨物）」
- (2) 「包括許可取扱要領」の特定包括許可及び特定子会社包括許可(注1参照)における、「継続的な取引関係等」とする保守部品対象貨物（「包括許可要領」のⅢ5（5）①d）及び②d）

3. 要望理由：

- (1) 追加対象貨物である絶対圧力計は、半導体製造装置などに広く使用されている。半導体製造装置等に当該部品の不良等による稼働停止が発生した場合、顧客は製造の停止により莫大な損害を被るため、当該部品の一対一交換のために速やかな代替品の供給を求められる。(日本からの輸出では、個別輸出許可取得、及び輸出通関等で相当の日数を要するので、顧客の理解を得ることは困難)
- (2) 当該部品の保守用途での提供先は不特定ではなく、半導体製造装置等の納入先に限定され、キャッチオール規制の客観要件(需要者要件及び用途要件)には該当しないことを確認済みである。
- (3) 米国製の同等圧力計と比べ、我が国製品を海外現法等の在庫品から再販売・即納するための事前同意手続き又は包括許可申請要件が厳しく、ビジネス上不利となっている。
 - (ア) 米国の同等製品の輸出に際しては、米国商務省(BIS)へ有効期間(2年間)の需要予測ベースの合計台数を許可申請すると申請台数の許可が下り、許可台数に到達するまで継続的に輸出できる。また、海外現地法人での在庫等の条件は特にない。
 - (イ) 我が国の場合は、現地法人へ当該部品を在庫し即納体制とするためには、下記の申請要件がある。
 - ① 個別輸出許可制度を利用する場合は、事前同意不要のアイテム(別表5)である事
 - ② 特定包括許可又は特定子会社包括許可制度を利用する場合は、継続的な取引関係があることを示すため、個別輸出許可を使用しての輸出・納入実績が必要である。この実績をつくるのに、通常数か月～半年かかるため半導体製造装置等の稼働時までには、在庫・即納体制づくりが間に合わない。(注1、2参照)

注1： 特定子会社包括許可制度については、「包括許可要領」の継続的な取引関係に関する定義Ⅲ5(5)②a)～d)がV6(3)(イ)(注2)にて引用されており、当該箇所には明確に許可申請要件であるとは記述されていないが、同許可取得者より得た情報では、申請時に「継続的な取引関係」が必要との指導があったことを踏まえている。

注2： 使用される装置自体がリスト規制非該当又は対象外で、組み込まれている当該部品がいわゆる「10%ルール」により、許可を受けずに輸出された場合は、上記3.(3)(イ)②は利用不可となる。

以上